

月刊 東洋療法 2022 10.1 発行 342

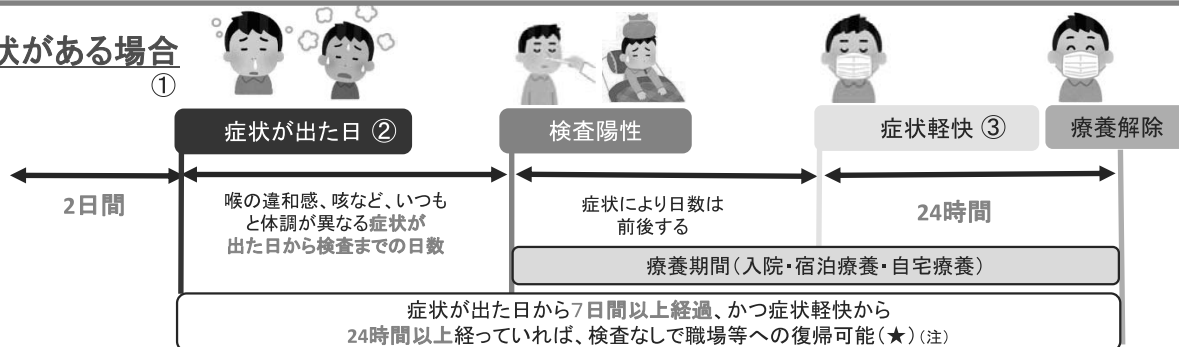
公益社団法人 全日本鍼灸マッサージ師会

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養解除基準について

新型コロナウイルス感染症 陽性だった場合の療養解除について

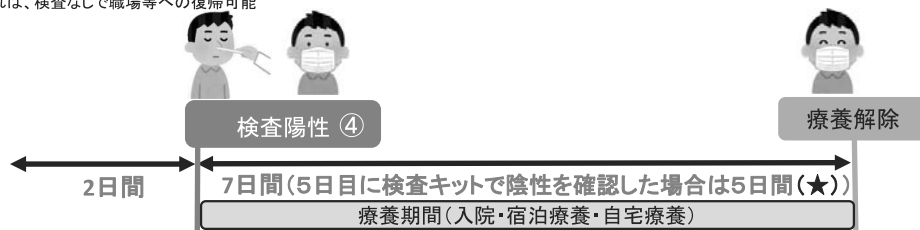
(★)症状がある場合は10日間、症状がない場合は7日間が経過するまでは、感染リスクがあります。検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

症状がある場合



(注)入院している方や高齢者施設に入所している方は、症状が出た日から10日間以上経過、かつ症状軽快から72時間以上経っていれば、検査なしで職場等への復帰可能

症状がない場合



- ① 人工呼吸器等による治療を行わなかった場合。
- ② 症状が出始めた日とし、発症日が明らかでない場合には、陽性が確定した検体の採取日とする。
- ③ 解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合。
- ④ 陽性が確定した検体の採取日とする。

<症状のある方>

発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快から24時間経過している場合、8日目から療養解除を可能とする。ただし、現に入院している場合には、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合には11日目から療養解除を可能とする。

<無症状の方>

検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする。加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後(6日目)に療養解除を可能とする。

※症状がある方は10日間、無症状の方は7日間、感染リスクが残存することから、自身による検温、高齢者等重症化リスクのある方との接触や感染リスクの高い行動を控えていただく等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

※療養期間中の外出自粛について、有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合には、外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えありません。

令和4年度スポーツ鍼灸マッサージ指導者育成講習会報告

今回初めて東京から大阪に会場を移し、令和4年8月27日(土)～8月28日(日)履正社国際医療スポーツ専門学校(オンライン配信会場)でスポーツ鍼灸マッサージ指導者育成講習会を実施した。

参加者は土日二日間で延べ148名(会員63名、一般2名、学生9名)であった。

◆8月27日(土) 13時～18時10分

第1部「熱中症の予防」

兵庫医科大学 リハビリテーション学部
理学療法学科 准教授

賀屋光晴先生



第2部「体罰、暴力、ハラスメント」の根絶に向けて

～令和のスポーツ指導現場で、
アスリートをいかに支えるか?～

神戸大学大学院
人間発達環境学研究所 松崎 淳先生



第3部「高校生における『勝ちきる指導』について」

学校法人清風学園高等学校・中学校

陸上競技部 顧問 坂部雄作先生

今までにない視点で指導者という立場から選手をどう育てるかという、施術で選手のコンディショニングに重きを持つ我々にとっては、大変興味深く、今まで学んだことがない分野で大変勉強になった。



◆8月28日(日) 9時～16時10分

第4部「TOKYO2020オリンピック・パラリンピック活動報告」

全鍼師会 スポーツ災害対策委員

第5部「アスリハの基本」

JSPOアスレティックトレーナー
トレーナーズラボ森ノ宮 代表

岩本広明先生



第6部「トレーニング論」

甲南大学 全学共通教育センター 教授/
スポーツ・健康科学教育研究センター
兼任研究員 伊東浩司先生



第7部「基礎評価から施術まで」

履正社国際医療スポーツ専門学校
専任教員 高田麻佑子先生
はり師、きゅう師、JSPO-AT



日曜日はトレーナーとしての実践がメインであった。全鍼師会から2020東京オリンピック・パラリンピック選手村で活動した4人のスポーツ・災害対策委員と講習会参加者で大阪出身の安川純一先生を加え、活動報告と感染予防や苦労話等を報告。アスリハと実践、元オリンピックでもある伊東先生の経験とトレーニングの実践。最後は腰痛の理論と実技を行い、内容的にも次につながる講義でよかったと思う。

最後に

この講習会も15年目になるがS級・A級の認定意義が徐々に薄れていっているように思われる。オリンピック・パラリンピックを一つの目標としていたが、選手村で活動できたのは一部の先生方のみで、認定された大多数の先生方は選出されなかった現状を考えると、これまでの講習会の在り方を反省しなければならない。

しかしながら、各種競技の世界大会・国体・ねりんピック・インターハイ、各市町村のマラソン大会など、多くのフィールドがあり、鍼灸・マッサージ師によるケアを希望する競技主催者があるのは周知の事実である。2020東京オリンピック・パラリンピックでの活動をレガシーとして、今後、スポーツ鍼灸マッサージ指導者育成というモチベーションを高めるためにも講習会の在り方を見直す時期に来ていると思われる。

(スポーツ・災害対策委員長 仲嶋隆史)

スポーツ競技のための食事

スポーツを行ううえで日々のトレーニングはとても重要ですが、栄養のとれた食事をする事も、競技に向けた体づくりやベストコンディションで試合に臨むために大切です。特に、競技前の食事は大切で競技に向けて何を食べるかによって競技当日の体の調子や集中力、持久力に影響を及ぼします。

今回は、スポーツ競技前から競技後に摂取するとよい食事についてご紹介します。

■ 競技前(3日前～前日)のポイント

- ①消化の良い普段から食べ慣れた食事を心がける。
脂質の多い食事× 糖質中心の食事◎
- ②体調を整えるために果物などでビタミン補給。
キウイフルーツ、かき、いちごなど◎
- ③食物繊維の多い生野菜、海藻、きのこ類の摂りすぎに注意!
→ガスが溜まりやすくなるため
- ④水分をこまめに摂取するように意識する。



■ 競技当日の食事の摂り方

- ＜朝食＞ 競技3時間前までに食事を済ませる。
おにぎりやうどんなど糖質中心の食事。
- ＜競技1時間前＞ バナナやエネルギーゼリーなど。
消化の早いものでエネルギー補給。
- ＜競技30分前＞ 250ml～500ml程度の水分を補給しておく。
のどが渇く前にこまめに水分補給。



＜競技中＞ 吸収の早いスポーツドリンクでミネラルを補給。
ただし、糖分濃度が濃いもの(5～6%)は体内への吸収速度が遅くなるため避ける。

＜競技後＞ 競技直後はできるだけ30分以内に炭水化物(糖質)を補給する。
またこの時、たんぱく質も同時に摂取するとより素早く疲労を回復させることができる。
(例)「オレンジジュース果汁100%+ハムサンド」
「カステラ+牛乳」
「おにぎり+プロテイン」
「バナナ+ヨーグルト」



＜夕食＞ 栄養バランスの良い食事を摂る。
(例)「ご飯+味噌汁+だし巻き+鮭のムニエル+野菜サラダ+りんごヨーグルト」
「ご飯+しじみ汁+チーズ入り卵焼き+豚しゃぶ野菜サラダ+キウイフルーツ」
「野菜たっぷりポークカレー+豆乳ヨーグルト」

(広報IT委員 中川紀寛)

全国のはり・きゅう・マッサージ施術費助成制度 IV

【石川県～兵庫県編】

	都道府県	市区町村	制度内容				
			年齢・条件等	金額	回数	備考	
北 陸	石川県	小松市	70歳以上および65歳以上身体障がい者手帳または療育手帳をお持ちの方	1,000円	年18回		
		白山市	70歳以上および65歳以上で障がいをお持ちの方	1,200円	年18回		
		金沢市	70歳以上および65歳以上で障がいをお持ちの方	1,200円	年18回		
	福井県	福井市	70歳以上の高齢者(福井市国民健康保険被保険者を除く)、及び65歳以上の後期高齢者医療被保険者		900円	年6回	
		大野市	70歳以上		500円	年6回	
		鯖江市	65歳以上		1,000円	年3回	
中 部	静岡県	静岡市	75歳以上	(協力施術者1,000円、市1,000円)計2,000円	年6回		
		富士宮市	70歳以上	1,000円	年4回		
		袋井市	70歳以上	1,000円	年5回		
		藤枝市	70歳以上 (介護保険料所得段階1～3)	1,000円	年5回		
		三島市	70歳以上 要介護者3以上の方の介護にあたる同居家族	1,000円	年6回		
	岐阜県	岐阜市	70歳以上 70歳未満で肢体不自由の障がい者	1,300円	年1回		
近 畿	滋賀県	大津市	65歳になる方	3,000円	年1回		
	京都府	京都市	75歳以上	1,000円	年4回		
		京田辺市	65歳以上	(施術者1,000円、市1,000円)計2,000円	年12回		
		久御山町	65歳以上	1,000円	年12回		
	大阪府	摂津市	65歳以上	1,000円	年15回		
		大東市	65歳以上	1術1,000円 2術1,200円	年6回		
		八尾市	65歳以上	1,200円	年2回		
		藤井寺市	65歳以上	2,000円	年1回		
		柏原市	65歳以上	1,000円	年2回		
		東大阪市	65歳以上 はり・きゅう・マッサージ	1,000円	年2回		
		吹田市	75歳以上 (市民税非課税)	1,000円	年6回		
	兵庫県	尼崎市	国民健康保険完納の方		1,000円	年12回	
		宝塚市	70歳以上		1,000円	年5回	
		西宮市	70歳以上		1,000円	年5回	
芦屋市		70歳以上		1,000円	年2回		
神戸市		70歳以上		1,000円	年3回		
明石市		70歳以上		1,000円	年4回		
高砂市		70歳以上		1,000円	年12回		
		姫路市	70歳以上	3,000円	年1回		

※本調査は令和4年4月、主にインターネット上で検索したものであり、全ての自治体の情報は網羅されておりません。現時点で変更になっている等の可能性があります。そのような情報がある場合にはご一報いただけますと幸いです。
全鍼師会メール：zensin@zensin.or.jp

<div style="background-color: #333; color: white; padding: 10px; font-weight: bold; font-size: 24px;">News</div>	<p style="text-align: center;">★新任師会長のご紹介 (9月16日現在報告)</p>	<p>〈会長住所〉 いまむら しゅんいち ・宮崎県師会 今村 俊一 会長 〒884-0002 児湯郡高鍋町大字北高鍋971-2 電話：0983-23-8189</p>	
--	--	---	---

個人情報の取り扱いについて(その4)



顧問弁護士 井上雅人

◆2022年4月施行の令和2年改正法のポイント(続き)

前回に続いて、本年4月1日に施行された「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」(令和2年6月12日公布)について説明します。今回は、個人の権利利益の保護に関する改正点について説明します。似たような用語が飛び交うため混乱されるかと思いますが、法律用語であるためご容赦ください。

短期保有データの保有個人データ化

この表題だけでは何のことかわからないという方が多いと思いますので、定義から説明します。個人情報取扱事業者が取り扱うものとして、個人情報保護法(以下「法」という。)は次のものを規定しています。

①個人情報

→生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるもの。

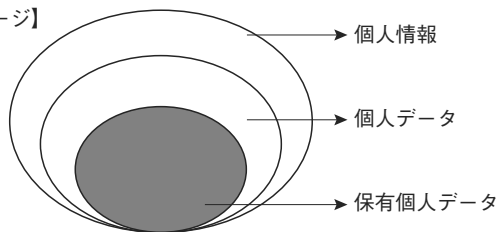
②個人データ

→コンピューター等により検索できるように体系的に構成したもの(例:顧客リスト)や、紙媒体情報でカルテや指導要録等、一定の規則(五十音順、受付年月日順等)に従って整理・分類されていて容易に検索できるもの(=個人情報データベース等)を構成する個人情報

③保有個人データ

→個人情報取扱事業者が開示・訂正・削除等の権限を有する個人データ

【イメージ】



【例】鍼灸マッサージ師の施術所を営むAさんは、患者のリスト(氏名、生年月日、年齢、住所、電話番号)をパソコン内にデータとして保管しています。この情報は、どこの誰かという特定個人を識別できる情報なので「①個人情報」に該当します。

Aさんが患者の情報を見るときは、パソコンで検索できるように整理されているので、この患者リストの1人ひとりの情報は「②個人データ」に該当します。

個人データのなかでも、Aさんが個人情報の開示、訂正、追加または削除、利用停止、消去および第三者提供の停止のすべてを行うことができる権限をもっているデータは「③保有個人データ」に該当します。

上記の例では、個人データ=保有個人データとなりますが、そうでない場合もあります。例えば、物販業者のP社とN社の間でダイレクトメール便発送の委託契約をしているN社で見てください。P社は、DM発送に利用するため、P社が保有しているデータベース化した顧客リスト(個人データ)をN社に提供します。この場合、P社は個人データの訂正、削除等が可能ですが、N社はDM発送のために情報提供を受けているだけなので訂正・削除

等ではできません。そうすると、P社にとって個人データは「保有個人データ」でもありますが、N社にとっては「個人データ」とどまるという違いが出てきます。このように、同じ「個人データ」であっても、「保有個人データ」に該当する場合とそうではない場合があります。

法がこのような分類をしているのは、取扱いにあたって段階的に義務を重くしているからです。具体的には、個人情報取扱事業者(=個人情報データベース等を事業の用に供している者)に対して次の義務を課しています。

①「個人情報」を対象として一定の義務を課し

→利用目的の特定、利用目的による制限、適正な取得などに関する義務

②個人情報のうち「個人データ」にあたるものについては義務が加重され

→データ内容の正確性の確保、安全管理措置、第三者提供の制限などに関する義務

③個人データのうち「保有個人データ」にあたるものについては更に義務が加重される

→保有個人データに関する事項の公表等、開示、訂正、利用停止などに関する義務

という構造になっています。

改正された法律の説明に戻りますが、改正前は、政令により6か月以内に消去するデータは「保有個人データ」に含まれていませんでしたが(=前記の保有個人データに関する義務が課されなかった)、改正後は、短期間で消去されるデータであっても本人の権利利益を侵害する危険が低いとは限らないなどの理由から6か月以内に消去するデータも含まれることとなりました。したがって、実務において短期間で消去を予定しているか否かにかかわらず、令和4年4月1日以降は保有個人データとして取り扱うことになります。

利用停止・消去請求

改正前は、本人が保有個人データの利用停止、消去の請求をすることができる場合として、個人情報取扱事業者が、①個人情報の目的外利用をした場合、②不正な手段により取得した場合が規定されていました。

改正後はこれらに加えて、③違法又は不当な行為を助長し又は誘発するおそれがある方法で利用した場合、④個人情報取扱事業者が保有個人データを利用する必要がなくなった場合、⑤保有個人データの漏えい等が生じた場合、⑥その他、保有個人データの取扱いにより、本人の権利利益が害されるおそれがある場合が加わりました。

第三者提供の停止請求

改正前は、本人が保有個人データの第三者提供の停止を請求できる場合として、個人情報取扱事業者が、①本人の同意なく第三者に提供した場合、②本人の同意なく外国にある第三者に提供した場合が規定されていました。

改正後はこれらに加えて、③個人情報取扱事業者が保有個人データを利用する必要がなくなった場合、④保有個人データの漏えい等が生じた場合、⑤その他、保有個人データの取扱いにより、本人の権利利益が害されるおそれがある場合が加わりました。

上記の利用停止・消去請求、第三者提供の停止請求に関する「保有個人データの取扱いにより、本人の権利利益が害されるおそれがある場合」について個人情報保護委員会が挙げている例の一部を紹介しておきます。

- ・個人情報取扱事業者が、安全管理措置を十分に講じておらず、本人を識別する保有個人データが漏えい等するおそれがあることから、本人が利用停止等を請求する場合
- ・個人情報取扱事業者が、法第27条第1項に違反して第三者提供を行っており（※本人の同意を得ない第三者提供）、本人を識別する保有個人データについても本人の同意なく提供されるおそれがあることから、本人が利用停止等を請求する場合

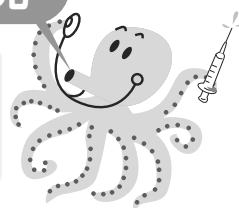


- ・個人情報取扱事業者が、退職した従業員の情報を現在も自社の従業員であるようにホームページ等に掲載し、これによって本人に不利益が生じるおそれがあることから、本人が利用停止等を請求する場合、などがあります。（次回に続く）

Dr. タコのお気軽クリニック

取り戻そう身体感覚

夜道で女性が斬りつけられたり、中学生が突然何者かに殴られたり、あるいはながらスマホによる事故も急増しています。被害にあった方には心からお悔やみ申し上げますし、犯人には強い憤りを覚えます。ただ、タコは多発する事件の裏に、若者たちの身体感覚の衰えを危惧するのです。



断定的なことはいえませんが、暗い夜道を歩いていて、後ろからなにものが近づき気配を感じた場合、普通であれば振り返って正体を確認するであろうし、女性であれば離れて身構えるくらいの防御姿勢があつてしかるべきではないでしょう。

そもそも「気配を感じる」ことが鈍くなっていないだろうか。スマホを見ていたり、ヘッドホンをつけていたりすること、それ自体が自らの感性に蓋をし、レーダー感知装置を切っているのと同じこととなります。

細道から道路へ左右の確認もせず飛び出す自転車には驚くし、歩きスマホをする人に至ってはまったく無防備と言ってもよく、不安を感じないのだろうか、とこちらが不安になります。つい、踏切でスマホを見ていて事故にあった人まで出現して、危惧は現実のものとなっているようです。

TVゲーム、スマホ、リモートワークにVR(仮想現実)と、これらにさらされるうちに、生得の身体感覚が鈍磨してしまっただけでしょうか？

それだけ日本は安全な国だと喜んでいられる情勢ではなくなっています。元総理の銃撃事件を示すまでもなく、電車の中で熟睡する無防備な姿は、外国人にとっては驚きなのです。ニューヨークでは素面で歩いていた同級生も一発殴られて金を奪われたそうです。政治家ならばSPに任せればいい(!)かもしれませんが、やはり自分の身は自分で守るという意識は必要です。

能のとある名士は、駅のホームで壁を背にスキのない格好で立っていて、理由を尋ねられると「常にどちらの足にでも重心をかけられるようにして、いつなんどき突き落とされそうになっても対応できるように身構えているのだ」と答えたそうです。日本もすでにそんな大仰なとは言えない状況です。



知らない人をホームから突き落とす事例は日本でも報告されるようになりました。ただ、想定しているかないかで、結果は大分異なります。交通事故でも、全く気づかなかった場合より、一瞬でも想定して身構えたほうが随分受傷の重症度が変わるそうです。

巷では健康ブームが続いており、免疫力を高める食事とまで言い始めています。身体を気遣うのはけっこうですが、それがあまりに肉体のケアに偏重していないでしょうか。

歩き方から姿勢、周りに対する気配りや身体感覚といった、いわば本能的な、生物としてのサバイバル能力を研ぎ澄ますという視点が欠けているのではないのでしょうか。この感覚は、自分が健康なのかどこが病んでいるかを感じ取る感覚にも通じると思います。ただ病気に怯えるのとは全く違うのです。

僭越ながら、鍼灸に従事しておられる皆様は、この感覚が人一倍研ぎ澄まされておられるのではないのでしょうか。「患者様もしかして腎臓が悪いんじゃないですか」みたいな、ドラマの見過ぎかもしれません。

タコはこのようなセンスを取り戻そうとアナウンスしたいのです。取得ではなく取り戻す、つまり生物としてもと備わっている能力だと確信しているのです。

平和と飽食で心身共にお花畑にいるといわれそうな日本ですが、TVドラマやマンガ(宮本武蔵もの)のおかげか、若者たちの中で武道などに興味を持つ人が増えているそうです。

武士道まで行かずとも、子供たちには屋外での冒険的な遊びも身体感覚を取り戻すには大事だと考えます。大人には生き延びるのに必要な身体感覚を鈍らせないすべを子供たちに伝えていく責務があると思うのです。

かくいうタコは極真空手の道場に通い始めて11年目。少々蹴飛ばされたり叩かれてもなんとも思わなくなりました(もともと軟体動物ですけど)。ちびっ子の入門者が増えているのは嬉しく頼もしいかぎりなのです。

Dr. タコ 昭和40年生まれ、慶應義塾大学医学部卒。
田んぼに囲まれたふるさとで診療する熱き内科医。



介護の言葉 25

専門用語って、「聞いたことはある」けれど、正確に説明しようとすると難しいものです。もう一度介護の用語を確認し直して、他職種連携に役立てましょう。

◆アセスメント

事前評価のこと。サービスを受けようとする人の状態を把握し、評価・分析して、その人が抱えている問題点を明らかにすること。

◆アドボカシー

自己の権利を表明することが困難、あるいは判断能力が不十分な、寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障害者の代わりに代理人が権利を表明すること。また、こういった弱い立場にある方々の権利擁護活動をしている人々をアドボケートという。

◆臥位(がい)

横に寝ている状態の体位。仰臥位、腹臥位、側臥位の総称。

移乗 ベッドから車いす、車いすからトイレなど、乗り移る動作の総称。トランスファーともいう。

◆介護休業制度

家族(配偶者、父母、配偶者の父母、子、祖父母、兄弟姉妹、孫)の介護のために仕事を休むことのできる育児・介護休業法に基づく制度で負傷や疾病、精神障害などの理由から2週間以上「常時介護」が必要となった場合に取得できる。一定期間、無給または有給で休業した後、再び仕事に戻ることができる制度で、現在はまだ一般に普及しきっていない。

(広報IT委員 中川紀寛)

Information インフォメーション

研修会・イベント開催予定

各地での研修会・イベント情報をお知らせいたします。多くの方のご参加をお待ちしています。詳細・申込については各師会事務所へお問い合わせ下さい。(変更・中止等がある場合もありますので必ず事前にご確認下さい) なお、全鍼師会HP:トップページ内「全鍼ニュース」もご参照下さい。

月 日	師会名	時間	場所	内容	一般参加	参加費	生涯研修単位
10月2日	山形	10時～16時10分	酒田市浜田コミュニティセンター	口腔ケアと健康、救命救急講習会	不可	無料	6単位
	福島	10時～15時15分	郡山市立中央公民館	鍼灸マッサージ臨床研究一般口演会～私の十八番治療法～、視覚障害者理解体験・歩行介助法講座	可	無料	6単位
	埼玉	13時30分～15時30分	ウエスタ川越	普通救命講習	可	無料	2単位
	石川	10時30分～12時30分	石川県立盲学校【ハイブリッド】	加賀・三策塾「症例検討会」	可	無料	2単位
	大阪	10時～15時40分	大阪府鍼灸マッサージ会館	保険取扱講習会	可	大阪府師会会員・学生 無料 会員外1,000円	6単位
	島根	10時～12時	松江テルサ	これまでのコロナとこれからの感染症への対策・対処・対応法「自分を守る、他人を護る」	不可	無料	2単位
10月16日	北海道(道北)	10時～13時	旭川点字図書館	筋の触察と評価・運動療法～下部体幹・下肢	不可	無料	4単位
	東京	14時～17時	NATULUCK淡路町【ハイブリッド】	コリを測る～鍼灸医学の本質的指標をどう活用するか	可	無料	4単位
	富山	13時30分～15時45分	富山県鍼灸マッサージ師会会館【ハイブリッド】	スポーツ障害と鍼灸～特に成長期の選手に関して～	可	富山県師会会員1,000円 会員外3,000円 学生1,000円	3単位
	石川	9時20分～15時	富山大学大学院【ハイブリッド】	日本東洋医学会北陸支部例会 特別講演、教育講演、ランチョンセミナー、一般演題	不可	4,000円 連絡先電話:076-434-7393	5単位
	福井	13時30分～15時	アオッサ【ハイブリッド】	ACPってご存知ですか?	可	無料	2単位
	静岡	10時～15時30分	静岡労災会館	マラソンボランティア施術に対するリスク管理および実技、大学病院における鍼灸マッサージ治療、最新顔面神経麻痺治療	可	無料	6単位
	奈良	10時30分～14時30分	壺坂寺 申込:県師会事務所	マッサージ施術ボランティア	不可	無料	8単位
	山口	10時～15時15分	下関市立長府東公民館	スポーツケア、救急救命研修会	可	会員2,000円 会員外2,500円	6単位
10月23日	北海道	10時～15時	北海道札幌視覚支援学校附属 理療研修センター	筋の触察と評価・運動療法～下部体幹・下肢	不可	無料	4単位
	和歌山	10時～12時15分	和歌山県鍼灸マッサージ会館	スポーツマッサージ研修	不可	無料	3単位
10月28日	滋賀	10時～15時	滋賀県鍼灸マッサージ会館【ハイブリッド】	片麻痺患者に対する体位変換他	可	無料	3単位
10月30日	北海道(道南)	9時～12時	国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局 函館視力障害センター	筋の触察と評価・運動療法～下部体幹・下肢	不可	無料	4単位
	東京	14時～17時	RIVERLD神田【ハイブリッド】	教育の内容や実技に対して、鍼灸は医業か医業類似行為か	可	無料	4単位
	長野	10時15分～15時	松本市駅前会館【ハイブリッド】	鍼灸マッサージ学会	可	会員5,000円 会員外有資格者9,000円 *WEB別料金	6単位
	大阪	12時30分～15時40分	大阪府鍼灸マッサージ会館【ハイブリッド】	早産児の発達性協調運動障害、小児の発育を支える小児はり	可	会員1,000円 会員外2,000円 学生 無料	4単位
11月5日	北海道(十勝三津)	13時30分～15時	釧路プリンスホテル	骨盤を整える	可	2000円/講座	2単位
11月6日	北海道(道東)	9時～12時	とかちプラザ	筋の触察と評価・運動療法～下部体幹・下肢	可	2000円/講座	4単位
	茨城	10時～16時	茨城県立盲学校【ハイブリッド】	鍼灸マッサージ師に必要な感染症の基礎知識、保険制度について(仮)	可	会員2,000円 会員外5,000円 学生1,000円 付添500円	6単位
	石川	10時30分～12時30分	石川県立盲学校【ハイブリッド】	加賀・三策塾「症例検討会」	可	無料	2単位
	大阪	10時～15時40分	大阪府鍼灸マッサージ会館	保険取扱講習会	可	大阪府師会会員・学生 無料 会員外1,000円	6単位
	奈良	13時30分～15時30分	WEB	睡眠障害に対する鍼灸治療の実際	可	*県師会にお問合せ下さい	2単位
11月13日	長野	9時30分～16時30分	松本市信州スカイパーク やまびこドーム	松本マラソン ランナースケア	不可	無料	5単位
	静岡	10時～15時30分	県産業経済会館【ハイブリッド】	ストレスとの向き合い方、鍼灸臨床で必要なたつ病の病態把握と鍼灸治療	可	無料	6単位

*研修単位は会員のみのみ

協同組合ニュース

免疫力をつけよう!!

◆◆大高酵素 キャンペーンのお知らせ◆◆

平素よりご愛用いただきありがとうございます。恒例の大高酵素製品お買い得キャンペーンを、10月～11月の2ヶ月間にわたり開催いたしております。まだお試しになっていない方々も、この機会に是非ご注文賜りますようお願いいたします。

・スーパーオータカ1200ml
(酵素飲料)

同一商品12本ご購入で1本プレゼント

+ 送料無料

ご注文・商品の質問はこちら

日本鍼灸マッサージ協同組合

TEL: 03-3358-6363

FAX: 03-6380-6032

E-mail: jamm@jamm.or.jp

https://www.jammk.net/



・スーパーオータカ180ml
(酵素飲料)

同一商品24本ご購入で1本プレゼント

+ 送料無料

編集後記

先日、シンポジウム形式の研修会に参加してまいりました。テーマは「今後の鍼灸マッサージについて」。出席者同士の活発な意見交換が行われ、時間が経過するのを忘れるほどの盛り上がりを見せて閉会し、現在の鍼灸マッサージ師は今後の活動を見据えて以下の項目が重要であると再認識するに至りました。☆知識と技術の安定的統一化が重要：鍼灸マッサージは世の中に広く認められていますが、鍼灸マッサージ師の知識及び技術レベルが統一化されていない点が指摘されました。この問題を解決するために鍼灸マッサージ師は積極的に研修会へ参加して知識と技術レベルの統一化を図る必要があります。☆会話力：患者さんとの会話の重要性を再認識して肉体的だけでなく精神的なケアも視野に入れる必要があります。☆人間性：患者さんへの気配りも医療に携わる者にとっては重要であり、人として患者さんから慕われる施術者になるためには日頃からの自己研鑽が最も大切です。☆ピンチをチャンスに変える：ピンチをチャンスと捉えて前向きに仕事に取り組む。コロナ禍でどの業界も大変な状況ですが、ピンチを逆に利用して鍼灸マッサージの長所をアピールする必要があります。今後もシンポジウム形式の研修会に参加して自己研鑽に努めたいと思います。(広報IT委員 中川紀寛)

● 発行者 公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-12-17
FAX 03-3359-2024
TEL 03-3359-2609

全鍼師会 110番補償制度 好評発売中！

この制度は会員の先生方が、安心して日常の業務に専念いただけるよう、不慮の施術事故をはじめ院内施設の不備や日常生活の事故により損害賠償責任を負った時に、その損害をお支払いするものです。
※会員以外の方は加入できません。(更新日6月1日)

セ ッ ト (型) 名			新DX型	新O型
年間保険料+制度運営費			10,000円	8,760円
支払 限度 額	業務に基づく事故	対人	1事故 2億円	1億円
		1年間	6億円	3億円
	業務施設に基づく事故	対人	1名 1億円	5,000万円
		1事故	2億円	1億円
		対物	1事故 2,000万円	1,000万円
	被害者治療費等	対人	1名・1事故 通院3万円	
日常生活に基づく事故	対人・対物	1事故 3,000万円	3,000万円	

■お問合せ
日本鍼灸マッサージ協同組合
TEL (03) 3358-6363

■元受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社

伝統と信頼の90年

大高酵素の植物エキス醗酵飲料

スーパーオタカ

体内環境のバランスを整える



●お問合せ
日本鍼灸マッサージ協同組合 TEL.03-3358-6363

● 購読料 年三、六〇〇円 ● 定価 三〇〇円

発行所 〒160-0004 東京都新宿区四谷 3-12-17 全鍼師会会館内
公益社団法人 全日本鍼灸マッサージ師会
TEL.03-3359-6049 FAX.03-3359-2023

全鍼師会 ホームページURL <https://www.zensin.or.jp> | 協同組合 ホームページURL <https://www.jammk.net/>
E-mail zensin@zensin.or.jp | E-mail jamm@jamm.or.jp

名称 鍼灸マッサージ情報誌 月刊東洋療法
代表者 伊藤 久夫
郵便振替 00160-8-31031
銀行口座 りそな銀行 新宿支店 普通口座 1717115
名義/公益社団法人 全日本鍼灸マッサージ師会

発行人 伊藤 久夫
編集人/広報IT委員長 廣野 敏明
購読料 年3,600円 円共

口座名のフリガナは「シヤ)ゼンニホンシンキユウマツサージシカイ」となります